



平成 28 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ィ ッ ト  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 江 崇 文  
(コード番号：1436)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 尾 崎 昌 宏  
(03-5778-9436)

### 決算期（事業年度の末日）の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 24 日開催の取締役会において、平成 28 年 11 月 29 日開催予定の臨時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）を変更することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、決算期の集中月を避け、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保すること、また、株主総会の集中月を避けることによる、株主の皆様が開かれた株主総会を目指すことを目的として、決算期を変更するものであります。

当社の事業年度を毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までに変更し、あわせて関連規定についても所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 9 期事業年度は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの 13 か月間の決算期間となります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 3 月 31 日

変更後：毎年 4 月 30 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 9 期事業年度は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの 13 か月決算となる予定です。

#### 3. 今後の見通し

平成 28 年 7 月 29 日付「平成 28 年 3 月期決算短信[日本基準] (非連結)」にて公表いたしましたとおり、平成 29 年 3 月期業績予想 (12 か月) を公表しておりましたが、決算期変更後の平成 29 年 4 月期業績予想 (13 か月) につきましては、現在精査中であり詳細が確定次第お知らせいたします。

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加、また、決算期の集中月を避け、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保すること、さらに、株主総会の集中月を避けることによる、株主の皆様が開かれた株主総会を目指すことを目的として、決算期を変更するものであります。

事業の目的事項の追加に伴い、現行定款第2条(目的)の事業目的の追加、また、決算期の変更に伴い、現行定款第12条(基準日)及び第41条(事業年度)並びに第42条(期末配当金)及び第43条(中間配当金)につき、所要の変更を行い、経過的措置として附則第2条及び第3条を新設するものであります。

なお、この定款変更は、平成28年11月29日開催予定の臨時株主総会において議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成28年11月29日にその効力を生じるものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。下線部分に変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略) (目 的)</p> <p>第2条 (条文省略) 1. ～11. (条文省略) (新設) 12. (条文省略)</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略) (基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり) 1. ～11. (現行どおり) <u>12. 電力小売事業</u> <u>13.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり) (基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p>

<p>第 32 条～第 36 条 (条文省略)  第 6 章 会計監査人  第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算  (事業年度)</p> <p>第 41 条 当会社の事業年度は、毎年<u>4 月 1 日</u>から翌年<u>3 月 31 日</u>までとする。  (期末配当金)</p> <p>第 42 条 当会社は、株主総会の決議によつて、毎年<u>3 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を行う。  (中間配当金)</p> <p>第 43 条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年<u>9 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。  第 44 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 (条文省略)  (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 32 条～第 36 条 (現行どおり)  第 6 章 会計監査人  第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算  (事業年度)</p> <p>第 41 条 当会社の事業年度は、毎年<u>5 月 1 日</u>から翌年<u>4 月 30 日</u>までとする。  (期末配当金)</p> <p>第 42 条 当会社は、株主総会の決議によつて、毎年<u>4 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を行う。  (中間配当金)</p> <p>第 43 条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年<u>10 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。  第 44 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)  第 2 条 <u>第 41 条 (事業年度) の規定にかかわらず、平成 28 年 4 月 1 日から始まる第 9 期事業年度は、平成 29 年 4 月 30 日までの 13 か月間とする。</u></p> <p>第 3 条 <u>第 43 条 (中間配当金) の規定にかかわらず、第 9 期事業年度の中間配当金の基準日は平成 28 年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>第 4 条 <u>附則第 2 条及び第 3 条は、第 9 期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p>
---	--